

4 河川整備計画のあり方

4 - 6 ダム・貯水池

洪水から生命・財産を守るために、そして都市化・産業振興のための水資源確保のために、ダムはこれまで社会的に一定の役割を果たしてきたし、その治水・利水機能は今後とも活かされるべきである。と同時に、ダムが河川の縦断方向の連続性の阻害（流砂の遮断、生物の遡上等）、ダム湖設置による環境への影響（ダム湖地域の生息・生育環境の悪化、水質・水温への影響、流況のもつ攪乱機能の低下等）など、河川のもつ多様な生態系環境に影響を及ぼしていることを認識すべきである。

そこで、本最終提言が提示しているように、淀川流域にあっては流域的視点に立ち、治水、利水、環境の各分野における理念転換をふまえるならば、河川整備計画におけるダム・貯水池には以下のような考え方が求められる。

まず、治水にあっては「目標雨量を想定した上で必要な堤防の高さを確保する対策」から「堤防強化により破堤による壊滅的な被害を回避し、その間は水位の上昇をもたらすようなことはひかえる。あわせて浸水被害の軽減をはかる」に転換する。ただし、天井川河川や土砂流出など激しい河床変動が予想される地域、狭窄部の存在地域など地形や地域特性によっては破堤回避策をとることが厳しい場合もあることを留意すべきである。

したがって、こうした破堤回避策が講じられれば、ダムは水位低下効果という破堤回避の補完的機能となり、むしろ浸水被害を軽減する代替案の一つとなる。また、上述した破堤回避策を講じることがむずかしい地域にあってはダムは遊水地、河床掘削、引堤、低水路拡幅などとともな代替案の一つとなる。

利水面においては「水需要予測に応じた水資源開発」から「水需要管理による水需要の抑制」への理念転換をふまえ、ダム以外による手段と比較検討した上で、ダムの必要性や緊急性等を見直す。その際、気候変動や水需要の不確実性、既存のダム堆砂による供給能力の低下などに留意する。

環境面においては「環境は付帯事項、川の環境を人為的に整備する、縦断・横断方向の分断、治水・利水を優先させた水位変動」から「環境は主要目標、川の自然は川自体がつくる、縦断・横断方向の連続、できるだけ自然のリズムに近い水位変動」へと理念転換することからダム以外による手段を検討した上で総合的に必要性を検討し、生態系の多様性の確保のために環境に最大限配慮する。さらに、既存ダムについても、選択取水設備等による下流の水温・水質の適正化、ダム湖の富栄養化対策、水系ダム間の役割見直しや容量再編などによる治水・利水効果の向上をめざすなど、環境改善、および利活用的高度化をはかる。

以上から、淀川流域にあっては流域的視点に立ち、計画中、建設中のダムおよび既存のダムについて治水、利水、環境面の観点から、地域特性をふまえて総合的に代替案を比較し、検討する。

4 河川整備計画のあり方

4 - 6 ダム・貯水池

洪水から生命・財産を守るために、そして都市化・産業振興のための水資源確保のために、ダムはこれまで社会的に一定の役割を果たしてきたし、その治水・利水機能は今後とも活かされるべきである。と同時に、その量的コントロールにウエイトがおかれてきたこともあって、河川の水質や水温に影響を及ぼし、魚介類や土砂等の移動の連続性を阻害し、流況のもつ攪乱機能の低下をもたらすなど、河川のもつ多様な生態系環境に影響を及ぼしていることも見逃すことができない。

したがって、淀川流域にあっては流域的視点に立ち、計画中、建設中のダムおよび既存のダムについて、治水、利水、環境面の観点から、地域特性をふまえて総合的に検討する。なかでも計画中、建設中のダムにあっては、河川環境保全の観点ならびに転換された治水あるいは利水の理念に沿った上で代替案比較をおこない。ダム以外に実現可能で有効な方法がない場合にかぎり認められるものであり、さらにダムの必要性や緊急性等から自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、関係住民の合意が得られた場合にダム建設を実施するものとする。また、ダムを新設しようとする場合、住民が新設の適否を判断するに必要な情報を計画段階から公表するとともに、十分理解できるように説明することも求められる。

既設ダムについては環境改善や効果の改善が必要であり、最新の技術を駆使して、ダム湖の水質の改善対策、選択取水機能の追加、排砂機能の追加などを実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。また、河川の攪乱機能を補償するよう、ダムからの放流操作についても検討する。

4 - 6 ダム

(1) ダムの新設について

わが国では、治水、利水、発電等を目的として、これまでに多くのダム(貯水池)が全国の河川に建設され、これらが産業・経済の発展に多大の貢献をしてきたことは高く評価される。しかし、ダムは、河川の水質や水温に深刻な悪影響を及ぼすほか、魚介類や土砂等の移動の連続性を遮断する、安定的な放流操作により流水の攪乱機能を喪失する、などにより、多様な生態系をもつ河川の自然環境を破壊してきた面があることも見逃すことができない。

したがって、河川環境保全の観点からは、新たなダムを建設することは、いかなる目的のものであろうと、できるだけ抑制するべきである。とくに、治水については、「対象規模以下の洪水に対する水害の発生防止」から「破堤による壊滅的被害の回避」へ、また「河川整備を中心とした治水」から「流域全体で対応する治水」へ、利水については、「水需要予測に応じた水資源の開発」から「水需要管理による水需要の抑制」へと、それぞれの理念が転換されることに応じて、ダムの必要性や緊急性等について抜本的な見直しが必要である。

すなわち、新たなダムの建設は、河川環境保全の観点ならびに転換された治水あるいは利水の理念に沿ったうえで、ダム以外に実現可能で有効な方法がない場合にかぎり認められるものであり、さらに、ダムの必要性や緊急性等から、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする。

また、ダムを新設しようとする場合には、住民が新設の適否を判断するに必要な情報を、計画段階から公表するとともに、十分理解できるように説明しなければならない。

(2) 既設ダムの改良について

わが国の河川にはすでに多くのダムが建設され、自然環境に重大な悪影響を与えているものが少なくない。したがって、これらのダムについては、最新の技術を駆使して、ダム湖の水質改善対策、選択取水機能の追加、生態系の連続性の回復(魚道の設置など)、排砂機能の追加などを実施し、自然環境への影響の軽減をはかる必要がある。また、河川の基本的特性の一つである攪乱機能を補償するため、ダムからの放流操作についての検討も必要である。